

# 清水町子どもの読書活動推進計画

第1期（令和2年度～令和7年度）

清水町教育委員会

## 目 次

第1	清水町子どもの読書活動推進計画の基本的考え方	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の基本	1
3	計画の目標	1
4	計画期間	1
5	子どもの読書活動推進施策の項目	2
1	家庭・学校・地域における子どもの読書活動の推進	2
2	施設・設備などの諸条件の整備・充実	2
3	読書活動推進ネットワークの整備	2
4	子どもの読書活動に関する理解と普及	2
5	施策推進のための課題	2
第2	子どもの読書活動推進のための方策	2
1	家庭・学校・地域における子どもの読書活動の推進	2
(1)	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
(2)	学校での読書活動の推進	4
2	施設・設備などの諸条件の整備・充実	4
(1)	図書館の資料・施設の整備・充実	5
(2)	学校図書室の資料・施設の充実	5
3	読書活動推進ネットワークの整備	5
(1)	学校図書室と図書館の連携	5
(2)	幼稚園・保育所等と図書館の連携	6
(3)	保健福祉センターと図書館の連携	6
(4)	ボランティアと図書館の連携	6
4	子どもの読書活動に関する理解と普及	6
5	施策推進のための課題	7
(1)	行政内部の推進体制の調整	7
(2)	図書館の充実	7
資料	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	9
	「心響」	11
	「しみず教育の四季」	12

## 第1 「清水町子どもの読書活動推進計画」の基本的考え方

### 1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月12日公布、制定され、第2条で「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を述べています。

読書はいろいろな体験をする動機づけを得ることができます。実体験の前に読書を行うことで体験の質を高めることができ、実体験後の読書では体験で得たことを深めることができます。発達段階にあわせた読書活動によって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力を身につけることは自立してからの大きな糧となるでしょう。

清水町では、これまでも子どもの読書活動としてさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後は法律の基本理念を尊重し子どもが自主的に読書活動ができるように、地域社会全体で環境整備を図ることを目的とし、本計画を策定します。

### 2 計画策定の基本

本計画は次のような考え方を基本に策定します。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定の基本とします。
- (2) 国及び北海道で策定した基本計画に沿ったものにします。
- (3) 「子どもの読書活動」を促進するための諸条件を整備します。
- (4) 新たな施策に限らず、既存の計画についても見直しを行い、施策の充実・拡充を図ります。

### 3 計画の目標

子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を進めます。

#### (1) 子どもの読書活動の環境づくり

乳幼児期からの読書に親しむ機会を作り、生涯に渡る読書習慣を形成するための環境づくりを整備します。

#### (2) 学校、地域社会が連携した読書活動の推進

子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるため、小中学校への読書啓発、地域の読書活動グループの活動や交流を支援し、関係団体、機関相互の連携を深めます。

### 4 計画期間

令和2年度から令和7年度までの6年間とし、計画年次を「第9次清水町社会教育計画」に合わせることにします。

## 5 子どもの読書活動推進施策の項目

計画策定の目的・基本・目標にそって方策を次のような項目で構成します。

- 1 家庭・学校・地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
  - (2) 学校での読書活動の推進
- 2 施設・設備などの諸条件の整備・充実
  - (1) 図書館の資料・施設の整備・充実
  - (2) 学校図書室の資料・施設の充実
- 3 読書活動推進ネットワークの整備
  - (1) 学校図書室と図書館の連携
  - (2) 幼稚園・保育所等と図書館の連携
  - (3) 保健福祉センターと図書館の連携
  - (4) ボランティアと図書館の連携
- 4 子どもの読書活動に関する理解と普及
- 5 施策推進のための課題
  - (1) 行政内部の推進体制の整備・確立
  - (2) 機能の充実

## 第2 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭・学校・地域における子どもの読書活動の推進

#### 【現状】

清水町で行われている子どもの読書活動には、乳幼児向け絵本リストの作成・配布、ふるさと絵本「とかちしみずあかちゃんえほん」のプレゼント、ブックスタート、ボランティア団体を中心となって行うお話し会、ボランティア団体と子どもたちが合同で行う読み手キッズお話し会、小・中学校へ出向いて本を貸し出す移動図書館などがあり、これらの活動によって子どもの読書への興味・関心を高める環境整備を進めています。

表一 1

○清水町図書館における読書傾向(※平成 30 年度実績) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 人あたりの貸出し冊数 4.85 冊</li><li>・ 年間の延貸出人数 (成人) 7, 165 人</li><li>・        //        (幼児・児童) 2, 873 人</li></ul>
○清水町内におけるボランティア組織と活動 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 五月会：読み聞かせ、紙芝居の実演、読み手キッズお話し会 ブックスタート支援など</li><li>・ 個人    ：大人のためのお話し会</li></ul>

## (1)家庭・地域における子どもの読書活動の推進

### ア 家庭での読書活動の推進

日常の生活で親や家族が読書を楽しむ姿を見せることで、子どもが読書を身近なものとして親しむ生活環境ができます。子どもが読書に対する興味を持つために、いつも身近に本がある環境、しみず教育の四季で推奨している読書の日やノーメディアタイムでの読書を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・電子メディア・機器等に子守をさせず、家庭での読書がより身近なものになるよう、親子と一緒に読書を楽しむ「夕べの読書」を推進します。
- ・子育て支援課による7、8ヵ月健診児を対象とした読書習慣の取り組み「ブックスタート」事業や食育ネットワークおむすび会作成の「とかちしみずあかちゃんえほん」プレゼント事業と連携し、読書習慣を身に付けることの大切さを啓発するとともに、プレゼント絵本を通じてふるさと清水町への愛着を深めてもらうようにします。

### イ 図書館での読書活動の推進

図書館は、町民の誰もが読書の楽しみを得ることができる場所であるとともに、読書全般に関する相談や要望に応じる施設として、重要な役割を担っています。また、本の情報を手軽に入手でき、選びやすく借りやすい環境の整備や、読書を推進する団体やグループの支援、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して学習機会の提供を行ったりすることも大切な役割です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・清水町教育委員会で制定している「読書の日（毎月19日）」の理念のもと、親子で図書館を訪れて本を選んだり、読み聞かせやお話会に参加できるよう図書館行事を充実し、啓発活動を図ります。
- ・テーマ別の本のリストを作成し、子どもの発達に応じた本の紹介、読書相談を行います。
- ・多様な本の展示を行い、子どもの興味の範囲を広げ深める支援をします。
- ・読書の大切さを理解してもらうための講演会や、家庭でできる読み聞かせなどの実践的な講座を開催します。
- ・読み聞かせや読書を推進する団体に、場所や機会の提供を行います。
- ・他の公立・大学図書館と連携し速やかな情報提供に努めます。
- ・子どもたちが地域の歴史、文化を学習できる資料を収集・保存します。

### ウ 幼稚園・保育所での読書活動の推進

遊びの中に絵本や物語を取り入れることで、子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心が高められ、感性が養われます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・遊びの中に絵本や物語を取り入れる、自然体験的な活動には図鑑を活用するなど、移動図書館等を通じて読書が身近になる環境づくりを行います。

### エ 地域での読書活動の推進

子どもたちが読書への関心と興味を持つ原動力の一つは、大人が読書をしてい

る姿や読書活動に取り組む熱意に触れることであり、子どもの読書活動推進にとっても重要です。そのため、まず成人の読書活動の推進を重点に行います。成人が余暇を生かした読書や自主的学習のための読書活動を展開することは、さまざまな知恵と知識を地域や子どもにもたらし、地域全体の活性化へとつながっていきます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・しみず教育の四季の取り組みである「夕べの読書」を推進します。
- ・関係団体と連携し、団体貸出の本の充実を図ります。
- ・さまざまな分類の図書を収集・提供するとともに、読書に関する講座などの事業を実施します。
- ・図書館でのお話し会、子育て支援事業「げんきひろば」での読み聞かせなど個人・読書グループの活動の場や機会を提供・支援します。
- ・子どもの読書活動にかかわる新たな個人・グループ人材の発掘・育成や支援を行います。

## (2) 学校での読書活動の推進

学校は、子どもにとって勉強する場であると同時に集団生活の中で倫理観や他の人への理解力を養う大事な人間形成の場です。この時期に読書習慣を確立することは、自己形成に大きく影響するとともに、基礎学力の向上につながると言われています。子どもたちが学校で読書の習慣を身につけられるよう読書指導を充実する必要があります。

### ア 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実 ～時間・場・機会の確保と充実

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どもが読書の習慣を身につけるために「朝読書」などの定期的な読書時間や読み聞かせなどの読書活動を日常の教育活動に取り入れるなど、読書の楽しさを味わうことができるような時間や機会を充実します。

### イ 学校図書室を活用した教育の推進

#### 【具体的な取り組み】

- ・図書室や資料の利用方法を児童に覚えてもらうことにより、主体的に学習する能力を育成します。
- ・各教科学習や調べ学習用の資料を整備・充実させ「学習・情報センター」としての機能を果たすようにします

## 2 施設・設備などの諸条件の整備・充実

### 【現状】

図書館の蔵書状況は表一2のとおりです。子どもだけではなく、大人の皆さんにも読書活動に対する理解・関心を高めてもらうため適宜蔵書構成の見直しや更新などを行っています。

表-2

○清水町図書館（御影改善センター図書室含む）蔵書数 （※平成30年度実績） ・一般書 107,616冊（町民1人当たりの蔵書数16.19冊） ・児童書 45,292冊
・移動文庫停本所 町内10箇所 （各停本所に10冊～100冊を毎月定期的に交換）

### (1) 図書館の資料・施設の整備・充実

利用の促進において、資料・施設の整備・充実は必要不可欠です。資料整備の中で、親が子どもに図書館へ行かせたくなるような図書等を揃えることが重要です。また、町民が求める情報を得やすくするため施設の環境整備も必要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どものための絵本、図鑑などを多く揃えるほか、親の子育て意識を高めるため、育児に役立つ本を充実させて、子育てや教育に役立てるようにします。
- ・多目的トイレやオムツ交換台の設置など親が乳幼児と一緒に、安心して利用できる環境を整備します。
- ・図書館職員の質を高め、町民の皆さんが必要としている情報をいち早く収集し提供できるよう研修の充実に努めます。

### (2) 学校図書室の資料・施設の充実

学校図書室は子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として重要な役割を果たしています。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どもたちの読書意欲を引き出す選書・棚作り、読み聞かせ活動など各学校図書室担当教諭や図書室ボランティアと連携して行っています。

## 3 読書活動推進ネットワークの整備

### 【現状】

現在、図書館では読み聞かせや紙芝居などの活動を行っているボランティアグループ五月会と連携し、定期的なお話し会などを行っています。また、子どもの読書活動を担う重要な機関である学校とも連携を持ち、移動図書館での貸し出し、運営相談など子どもに豊かな読書環境を提供できるよう努めています。

### (1) 学校図書室と図書館の連携

子どもたちにとって最も身近で、より多くの本に接することができる場として学校図書室・図書館は欠くことのできない存在です。子どもたちが両方の施設を利用することは一層の読書活動を推進することにつながります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・学校図書室の要望に応じて総合学習、教科学習で使用する図書の貸出しを行

います。

- ・学校図書室と図書館が選書などについて意見交換を行い、子どもの読書への関心・興味を高められるようにします。
- ・入学時などに、図書館の利用案内を行い、利用方法、マナーを学んでもらいスムーズに利用できるようにすることで、子どもの読書への関心・興味を高められるようにします。

#### (2) 幼稚園・保育所等と図書館の連携

乳幼児期の教育や保育の場である幼稚園、保育所等と連携することにより、子どもたちはよい絵本に接する機会ができ、家庭への働きかけにもつながります。

##### 【具体的な取り組み】

- ・より多くの絵本や物語に接する機会を得られるよう、幼稚園・保育所等の要望に合わせた図書の団体貸出を行います。

#### (3) 保健福祉センターと図書館の連携

子どもたちの心と体の健康を守る保健福祉センターと連携を深め、情報を交換・共有することで、子どもたちが置かれている状況や抱えている問題を把握し、子どもが安心して過ごせる場としての環境づくりを進めます。

##### 【具体的な取り組み】

- ・7、8ヵ月健診児を対象としたブックスタート事業と連携し親子のコミュニケーションに絵本を活用してもらえよう啓発に努めます。

#### (4) ボランティアと図書館の連携

町には、読み聞かせボランティアグループ五月会がありますが、その幅広い活動内容に反して担い手が不足している問題があります。子どもの読書活動を進めていくうえで地域の方々の支えはなくてはならないものです。新たな人材の確保が必要です。

##### 【具体的な取り組み】

- ・新たな人材を発掘、育成するため読み手育成講座の開催するなど、地域の方にも子どもの読書活動に興味を持ってもらえるよう啓発に努めます。

### 4 子どもの読書活動に関する理解と普及

#### 【現状】

図書館では、季節や社会の話題などに応じて関連する図書の展示や、町広報での図書紹介などで、読書普及に取り組んでいます。今後も継続して蔵書内容・構成の見直しを図り、子どものニーズに合った図書の受入れを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・「子どもの読書週間」および「秋の読書週間」で事業を実施し、子どもの読書活動推進の広報、啓発に努めます。
- ・町の広報やホームページを利用した情報提供を行い、子どもの読書活動推進の広報・啓発に努めます。



## 5 施策推進のための課題

計画を具体的に実行、実現させるためには、行政・学校・図書館の連携が重要です。そのための課題を明らかにしておく必要があります。

### (1) 行政内部の推進体制の調整

読書は本来、自主的に取り組まれるものですが、場所や時間、資料、人材等の読書環境を整える体制と条件整備は行政の役割です。「子どもの読書活動推進」の施策は一部局の取り組みにせず、多様な部局の行政施策と関連付け、効果を高める必要があります。事前の施策調整と連携体制を築くことが大切になります。

### (2) 機能の充実

計画の実施において、図書館、学校図書室の役割が大きな比重を占めます。計画推進の要となる機能充実、特に「図書の充実」「図書館司書職員・司書教諭・学校司書の充実」が重要です。



【資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 教育のまち「しみず」の教育

## 心響

一心をかよわせ、互いに響き合う感性豊かな教育の推進

- 家庭、学校、地域が連携して、しみず「教育の四季」をすすめ、「12の窓」から子どもを育てる。
- 教育のまち「しみず」を自負して、「教育行政執行方針」に照らして真摯な教育を展開する。



清水町教育委員会

令和元年

# 子ども教育の四季

家庭・学校・地域が連携して  
町民総ぐるみで「12の窓」から  
感性あふれ、表情豊かな子どもを育てる

## 理念

しみず「教育の四季」は、町民の教育に対する関心を深め、強くたくましい開拓若精神をうけつぎ、清水町の未来をつくる子どもが、表情豊かに育ち、明るく豊かな町を作るために表明します。

## 趣旨

うるおいとぬくもりのある厳しくも美しいしみずの四季を通じて、家庭、学校、地域が相互に連携し、新しい時代をきり拓く子どもたちを「12の窓」から心を合わせて守り育てることによって、教育への関心を高め、それだけがかかわりあい、何ができるのかを考え、行動することが期待されます。

## 方策

- ① 家庭、学校、地域が「12の窓」を基本にそれぞれの実態に応じて工夫し、四季を通じて取り組めます。
- ② 子どもの思いや声に耳を傾け、柔軟に取り組むため、関係者の交流と話し合いの場を設けます。
- ③ 関係団体の主体的な取組を支援します。

平成18年4月 豊 言

清水町教育委員会  
しみず「教育の四季」推進協議会

毎月19日は「しみず読書の日」  
大切にしよう「しみずソーシャルメディアガイドライン」

### 家庭 あなたのため 親のぬくもの

- ・朝ごはん！しっかりと食べて元気にスタート
- ・親子で守ろう決まりやルール

背中にかかけ  
いってらっしゃい

・家族と一緒に楽しい運動  
ひと汗習慣  
・作って・食べて・片付けて  
家族そろって楽しい食卓

親子で手作り料理

- ・テレビ消して「夕べの読書」つどい語らい
  - ・親で、聴いて、感性みがく本物体験
- 食事の時はノーマメディア
- ・スマホのルール守って  
予習・復習 習慣化  
・家族の一員お手伝い

くらしのさまりを作ろう

### 学校 楽しむ学校文化

- ・ひびき合うさわやかな挨拶 輝く瞳
- ・学びあう規範意識と命の尊さ

ありがとう  
を伝えよう

・スポーツで快汗、共汗 鍛える体力

・休職で作るからだとゆたかな笑顔

元気に遊んで体カづくり

- ・静寂の「朝の読書」で一日をスタート
  - ・五感で感じる芸術干涉
- 何冊読めるかチャレンジ
- ・学びの習慣付ける家庭の学習  
ふれあい通し 生き方の  
知恵学ぼう ポランティア

歩いて登校しよう

### 地域 可憐な三軒両隣

- ・気持ちよい挨拶かわすまらづくり
- ・見守ろう！登下校の子どもの様子

挨拶は大人が手本

・一人スポーツで健康づくり

・地産地消！食でつながる地域の絆

みんなで楽しくラジオ体操

- ・図書館で心ときめく本との出会い
  - ・文化の空間で感動体験
- 公民館へ行こう
- ・心かよわせ世代を絆ぶ 学び合い
- ・経験と心を活かすボランティア

子どもの遊びをやってみよう

\* 学校運営協議会(CS)委員が話し合い12の窓に、それぞれのめあてや重点、内容などを入れました。ご活用をお願いします。